						令	和 6	年:	分	給与〕	听 得	者 の 扶 引	を きゅうとう とうしゅう とうしゅう しゅう しょう しゅう しょう しょう しゅう しょう しょう しゅう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	(異	動)	申告書						
所轄税務署長等		給与の支払者 の名称(氏名)										ノガナ) たの氏名					F月日 明·大·昕平·令	4	F .	月 F	日 従たる給与につ	(扶)
税務署長		給与	- の 支	. 払者 **	*この申告書・	の提出を受け	けた給与の _「	支払者が言	己載してくだ	さい。		の個人番号 : :			f - f -	世帯主の					いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合) には、〇印を付け	記載のしかたはこちら
1000 1120				()番号 [払 者								* * * たの住所 (郵便番		* * *)	* *	*			配偶者		てください。 /	
_	市区町村長	の所	在地(住所)							又は	法 居 所							の有無	有・無		
あな	たに源泉控除対	象配偶	昌者、障	音者に該	当する同]一生計	配偶者及	及び扶着	養親族が	なく、かつ	、あな	た自身が障害者、寡	:婦、ひとり親又	は勤労学	生のいす	"れにも該当し	ない場合に	は、以下の	の各欄に	記入する。	必要はありません。	
	区分等源泉控除	(フ リ ガ ナ 氏			ナ) 名	+ + +	個 人 番 号 あなたとの続柄 生 年 月 日					老人扶養親族 (昭30.1.1以前生) 特定扶養親族	令和6年中の				住所又は居所			í 1/4	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった) 場合に配載してください	○ ○ ○ ○ ○ こまままます。
									* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		4 : 4	(平14.1.2生~平18.1.1生)	生計を一 (該当する場合はOF			こする事実 Tを付けてください	۰.)			- 1	(以下同じです。)。 /	の すの人のもの 申 る申が申の申
	A 対象配偶者 (注1)					* *	* *	明・大昭・平	:		* *		 				_					告こ告い告で告 書と書な書す書 のがはいは。は、
	控除対象 B扶養親族 (16歳以上) (平21.1.1以前生)	,				* *	* *	*:	*:*:*	* * *	*:*	□ 同居老親等 □ その他		□ 16歳 □ 留学 □ 障害	2	未満又は70歳以_	-					
主た		1						明・大昭・平	:			□ 特定扶養親族	р	□ 38万	円以上の	支払						載に当たっては きません。 も提出する必要配 源泉控除対象配 がら がら がら がら がら がら がら と から の の の の の の の の の の の の の の の の の の
主たる給与		2				* *	* *	* :	* * *	* * *	* *	□ 同居老親等 □ その他		□ 留学	: F者	未満又は70歳以_	-					では、からがいますに
か								明・大昭・平				□ 特定扶養親族	Р		円以上の							、 給が偶 ついて のいて
ら控除を受ける		3				* *	* *			* *	* *	□ 同居老親等 □ その他		□ 留学	ż	未満又は70歳以_						裏面の「1 申1 与の支払を受けて あります。 を受けて あります。 あります。 あります。 あります。
受け								明・大昭・平				□ 特定扶養親族	F			ス仏 未満又は70歳以_	_					中 () 6次
る		4	Į.			* * * * * * * * * *				* *	* * *	□ 同居老親等 □ その他		□ 留学	2		-					「1 申告についてのご注意」等をお読みください。払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提書者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当す業控除、障害者控除などの控除を受けるために提出す
								明·大昭·平		• •		□ 特定扶養親族] 特定扶養親族 円								い 場 同 控 トー・	
	障害者、寡婦、 C ひとり親又は 勤 労 学 生	□ 障	害者	区分	\rightarrow	卜人	同一生配偶者(注2) 1	夫養親族	□寡	婦	障害者又は勤労	学生の内容(この	欄の記載に	当たっては	、裏面の「2 記載	哉についてのご;	主意」の(8)を	とお読みくだ	さい。) 異	!動月日及び事由 	ついてのご注意」る場合には、そのる場合には、その
			-	一般の障				_	(人)	□ひと	り親											意を偶整
					別障害者				(人)	- □ 勤 労 ′	学生	(注)1 源泉控除対象	(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の 支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の							意」等をお そのうちの		
		トの該	同居 上の該当する項目及び			()内に		(人) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大		】 己入してください。	,,	支払を受ける人。 2 同一生計配信 所得の見積額が	ጷひ曰色事業界従者: 者とは、所得者と生言 48万円以下の人をい	(除さます。) で を一にする[ハます	す。)で、〒和6年中の所侍の見積観: にする配偶者(青色事業専従者として)		関か95万円以下の て給与の支払を	「95万円以下の人をいいます。 合与の支払を受ける人及び白色事業専従者を「			ます。)で、令和6年中の	を ち び 受 け
			Ę	名	t.	なたとの 柄	井	年月			住			氏	控 % 名	余を受ける		導者 又は 居	2 能	異動	月日及び事由	等をお読みく うちの1か所 ので挟養親族
他の所得者が D 控除を受ける 扶 養 親 族 等					170		明・大・	昭 .						14	11	05-\$1-22-V10L	11. 121		3 121			くだに対し、
							明・大・平・令	昭 .	•													てのご注意」等をお読みください。 合には、そのうちの1か所にしか提 一生計配偶者及び扶養親族に該当す
○ f	E民税に関する	項(こ	の欄は	、地方税法	5第45条0	თ <u>ვ</u> თ2	及び第3	17条の	3の2に	基づき、給	与の支払	ム者を経由して市区	T村長に提出する	給与所得者	が扶養親	限等申告書の	記載欄を兼ね	ています。	,)			
16歳未満の 扶 養 親 族 (平21.1.2以後生)			(フリ 氏	リガナ) 名		個	5]	人	番	号	あなた の 続	生年月日	住所	又は	ま 居	所 控	除対象外国タ 当する場合は○印を付	扶養親族けてください。)	令和6年 所得の見	年中の 責額(※)	異動月日及び事由	※ 「令和6年中の
		1			*	*:*:*:* *:*:*:* *::			* [* [* [*	平						H.		円		所得の見積額」欄 には、退職所得を 除いた所得の見積 額を記載します。	
		2		*	<;*;*	*			平 · 令						円				銀で記収しまり。			
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族			(フリ 氏	リガナ) 名		個	<u> </u>	人	番	号	あなた の続	生年月日	住 所 又	は居	1791	非居住者で	・ある親加 ウを付けてください。	€ 令和 € 所得の!	6 年 中 の 見積額(※)	区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
					*	< _[* _[*	<u>k *</u> }	* *	*	* * *	*	明·大·昭 平·令] 配偶者] 30歳未満又は70歳以」] 障害者	□ 留学□ 38万円以上のま	弘	円	□ 一般 □ 特別		□ 寡婦 □ ひとり親

申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和6年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。 (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動
- 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別)
- に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

0 証

崩

書

親

族 関

類

ザ

等 書

類

関

係

書

類

38 Тi

金

類

0

- (1) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢 16 歳未満 の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、 マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (2) 「給与の支払者の法人(個人)番号)欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー (個人番号)を記載してく
- (4) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けて

- るときは「その他」にチェックを付けてください。
 るときは「その他」にチェックを付けてください。
 また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から必要発費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
 なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
 (6) 原泉控除対象配偶者が非居住者(単)である場合には、手居住者である規模には今まれません。
 (6) 原泉控除対象配偶者が非居住者(単)である場合には、手居住者である規模には今まれません。
 (6) 原泉控除対象配偶者が非居住者(単)である場合には、手居住者であるが、欄につ印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満で一定の要件を満たす人(町)口(のと該当するり、である場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満で一定の要件を満たす人(下)124(5)口(いに該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください(2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。)。
 (注)「非居住者」とは、国内に住所を有とすず、かつ、現在まで引き続いて1年か1つにチェックを付けてください。)。
 なお、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受けようとする場合の手続等の詳細は、国税庁ホームページの「国外居住親族に係る扶養控除等の適用について」をご覧ください。

- 外居性親族に係る抚養控除等の適用について」をご覧ください。
 (7) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和6年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
 (8) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
 (4) 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者)を診当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、マイナンバー(個人番号)。住所又は居所、生年月日、あなたとの続府及び令和6年中の所傷の見権額(これらの事項のうち)源泉控除対象配偶者]欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については「年及を除き、許載を容めできます。 いる事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)
 - いる手項については、氏石を旅る、記載と音句できまり。 また、当該同一生計配偶者又は扶養義族が非居住者である場合には、その旨及び令和6年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額(送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。) (注) 一定の要件の下、マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 1、勤労学生・・・・・学校名と入学年月日及び令和6年中の所得の種類とその見積額
- コ 動方子主……子及名と人子平月日及び中和6年中の所等の種類とてりた報報 (注) 募離又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。 (9) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等したり、また、その生計内の 扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し
- (0) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉徴収されるものに限ります。以下100において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限りま は飲食税底を有りる場合並びにの場が入はびとり税に該当りる場合「思郷ナ当寺の又えなで戻りる飲食税底を有りる場合に殴ります。」に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額に含めないこととされています。)。また、「控除対象外国外扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3(2)の(注)1から4の確認書類を令和7年3月17日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。なお、表面の二次元コードを読み取ることで、詳しい記載のしかた等をご覧になれます。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- ANU 書報
 (1) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
 (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注しき)を添付してください。また、その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「留学」にチェックを付けた場合には、その親族に係る「親族関係書類」に加えて「留学ビザ等書類」(注2・5)も添付してください。
- 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
- ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者 ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
- ↑ 障害者控除の週用を受ける同一年目散陶者 さらに、年末調整において、上記イ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和6 年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別 途作成し、「送金関係書類」^(注3、5)(その親族を控除対象扶養親族として、「非居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の 支払」にチェックを付けた場合には、「38万円以全書類」^(注4、5))を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一 にする事実」欄又は「障害者又は勤労学生の内容「欄に送金額等を追記し、「送金関係書類」(その親族を控除対象扶養親族として、「非 居住者である親族」欄の項目のうち「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合には、「38万円送金書類」)を係付した上で提 出してください(上記ロに該当する配偶者について配偶者(特別) 控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする 事実を記載した「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります。)。
- (注) 1 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいい

 - 限ります。) 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者 が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなく なった旨を証するものをいいます。

- ① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し ② 外国における在留カードに相当する書類の写し ③ 所国保持類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要 の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。 3
- ・ 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明ら
- 。 いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して その親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする 書類
- □ 電子決済手段等取引業者(電子決済手段を発行する一定の銀行等又は資金移動業者を含みます。)の書類又はその写して、その電子決済手段等取引業者が行う電子決済手段の移転によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたからその非居住者である親族各人への令和6年中における。 (3)
- 生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。 5 「親族関係書類 | 「留学ビザ等書類 | 「送金関係書類 | 又は「38万円送金書類 | が外国語により作成されている場合には、

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者 (この申告書を提出する人をいいます。) と生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が 48 万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和6年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者

【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和6年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和6年中の所得の見積額が95万円以下(給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和6年中の所得の見積額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

- 扶養親族が居住者の場合 年齢 16 歳以上の人(平成 21 年 1 月 1 日以前に生まれた人)
- 日 扶養線族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 (イ) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の人 (平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)
- 年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)
- (*) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和6年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人

【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人(平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)

【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人

- 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人・・・・・全て特別障害者になります ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな
- ります。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。
- 、原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人(昭和 35 年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人・・・・・このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別障害者になります。
- 【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 給与の収入金額が6,777,778円以下)、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(位2のひ

- とり親に該当する人を除きます。 イ まと離婚した後婚姻をしてい 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、4の扶養親族を有する人
- 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和6年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人

その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和6年中の絵所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【**③勤労学生**】 所得者本人で、次の全てに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること

- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。
- ハ 令和6年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。